

学童保育所運営業務の民間委託に係るQ&A

嘉麻市では、令和7年4月より学童保育所運営業務を民間事業者に委託する方針を決定いたしました。つきましては、保護者の皆様にご理解を賜りたく、学童保育所運営業務の民間委託に係るQ&Aを作成いたしましたので、ご一読願います。

引き続き、学童保育所のサービス向上に努めてまいりますので、ご理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

令和6年4月

Q 1 学童保育所運営業務の民間委託とはどういうことですか？

A 1 市内に7ヶ所ある学童保育所の運営業務を民間事業者へ委託することです。
民間委託後も市が学童保育所運営事業の実施主体であることに変わりはありません。

なお、主な業務委託の範囲は、次のとおりです。

・現行

項目	実施者
入所決定	嘉麻市
利用料の決定・徴収	
利用・手続に関するお問い合わせ先	
放課後児童支援員・補助員の雇用	
学童保育所における児童の育成支援	
学童保育所におけるお子様の状況等に関するお問い合わせ先	

・民間委託後

項目	実施者
入所決定	嘉麻市
利用料の決定・徴収	
利用・手続に関するお問い合わせ先	
放課後児童支援員・補助員の雇用	委託先事業者
学童保育所における児童の育成支援	
学童保育所におけるお子様の状況等に関するお問い合わせ先	

Q 2 なぜ民間委託するのですか？

A 2 学童保育所の安定的な運営維持とサービス向上を図るためです。

放課後児童支援員・補助員の確保に苦慮していることから、民間委託の導入により民間のノウハウをいかした安定的な人材確保や運営維持、開所時間延長などのサービス向上を図りたいと考えています。また、市の第4次行政改革実施計画に従い、実施するものです。

Q 3 学童の開所時間はどうなりますか？

A 3 開所時間の延長を予定しています。

保護者の皆様のアンケート結果をもとに、18時以降の延長保育を実施いたします。

裏面に続きます。

Q 4 学童の利用料はどうなりますか？

A 4 変更ありません。

ただし、18時以降の延長保育については、別途料金の徴収を検討しています。

Q 5 学童の職員（放課後児童支援員・補助員）は変わりますか？

A 5 現在、勤務している職員が民間委託後も継続して勤務を希望する場合は、引き続き勤務する予定です。

民間委託後は、民間事業者が放課後児童支援員・補助員を雇用することとなりますが、これまでと同様に人事異動等による配置変更の可能性はあります。

Q 6 その他、何か変わることはありますか？

A 6 詳細については、委託先事業者決定後に改めてお知らせいたします。

学童保育所への連絡方法などが変わる可能性があります。

Q 7 どのような事業者に委託するのですか？

A 7 学童保育所運営業務の受託実績があり、安定した運営が実施できる事業者に委託します。

市が作成する仕様書を基に広く事業者を募り、最適な事業者の選定に努めます。

Q 8 委託先事業者はいつごろ決まりますか？

A 8 令和6年9月頃に決定する予定です。

保護者の皆様には、契約締結後にお知らせします。

Q 9 他市町村の学童保育所はどのように運営されていますか？

A 9 令和5年度において、福岡県内60市町村のうち直営の学童保育所があるのは嘉麻市を含め5市町です。

直営以外の学童保育所は、民間事業者等への委託により運営されています。